平成21年 7月13日 三次市教育委員会告示第23号

(目的)

第1条 この告示は,三次市学校規模適正化検討委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し,必要な 事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は,三次市立小・中学校の適正な規模及び配置 について調査・検討し,児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準(指針)を作成するため,委員会を設置する。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は,次の各号に掲げる事項について,教育委員会に提言する。
  - (1) 三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
  - (2) 前号に定めるもののほか,教育長が必要と認める事項

(組織)

- 第4条 委員会は,10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は,次に掲げる者のうちから,教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 保護者代表
  - (3) 学校関係者
  - (4) 自治組織代表
  - (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。
- 2 補欠により委嘱された委員の任期は,前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き,委員の互選により選出する。
- 2 委員長は,委員会を代表し,議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は,委員長が指名したものをもってあて,委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき,その職務を代行する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は,委員長が招集し,委員長が議長となる。
- 2 会議は,委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は,必要と認めるときは,会議に関係者の出席を求め,説明又は意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は教育委員会教育企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか,必要な事項については教育委員会が別に定める。

附則

この告示は,平成21年7月13日から施行する。